

ハヤヨミ！ 看護政策 No.333

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2021年9月1日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

診療報酬改定に向け在宅医療など議論 — 中医協総会 —

公開可

◎在宅医療や訪問看護、入院医療について議論

中医協総会

8月25日に中医協総会が開催された。在宅（その1）として「在宅医療」「訪問看護」「在宅歯科医療」「在宅患者訪問薬剤管理指導」と入院（その1）をテーマに、意見交換した。訪問看護について吉川常任理事は、医療依存度の高い利用者の増加による機能強化型訪問看護ステーションの体制整備、認知症患者への支援、小児に対する訪問看護情報提供療養費についてのさらなる検討の必要性など意見を述べた。また、医療者側委員から、医療ニーズの高い利用者への訪問看護が必要になると、専門性の高さだけでなく、特定行為研修を修了した看護師が在宅や慢性期においても必要になること、今後特定行為研修を修了した訪問看護師が増えると、高度な医療に対する訪問看護の技術が上がり、かかりつけ医と連携しやすくなるため、訪問看護ステーションへの何らかの評価を考へてもよいのではないかと意見が出た。保険者側委員は、訪問看護の医療費の伸び率が大きく、2020年度のコロナ禍における2桁の伸び率に対する懸念点として、患者の状態に応じた訪問回数や訪問看護の提供、また適切な職種が治療を行っているか、エビデンスを求める意見と専門委員への回答を求めた。吉川常任理事は①訪問看護は医師の指示書に基づき行っている②実際に訪問し、利用者の状況をみて回数を決める③利用者の状態が指示書と違うことがあると説明すると共に、訪問看護計画については、その都度、主治医に報告し共有しているため、適切に行われていると返答した。

入院については、医療者側委員から、医療現場を取り巻く状況は前回改定前と大きく異なり、コロナに伴う特例的な取り扱いや経過措置などが行われているため①次期改定で医療現場に大きな影響を与える対応は難しい②20年度改定は検証するにも限界があり、コロナ禍に合わせた手直しを中心にすべき③急性期医療の人材確保の必要性が明確になったため、報酬での誘導をするべきなどの意見が出た。保険者側委員からは、コロナ禍で厳しい状況は理解するが、地域医療構想の推進は大きな課題であり、急性期機能の強化は新興感染症対応力の強化につなげるため、次期改定では、地域医療構想を後押しするような施策が必要と意見が出た。（執筆：吉川常任理事）

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>